

# 小山工業高等専門学校地域連携共同開発センター運営委員会細則

制 定 平成20年4月1日

最終改正 平成20年10月1日

## (趣旨)

第1条 この細則は、小山工業高等専門学校地域連携共同開発センター規則(平成20年4月1日制定)(以下「規則」という。)第9条第2項の規定に基づき、地域連携共同開発センター運営委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について定める。

## (組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 地域連携共同開発センター長(以下「センター長」という。)
- 二 規則第5条に規定する各部門長(以下「部門長」という。)
- 三 規則第6条に規定するセンター員のうち、各学科及び一般科の専任教員各1名
- 四 総務課長
- 五 教育研究技術支援部技術長
- 六 教育研究技術支援部技術室第3グループ長
- 七 その他校長が必要と認めたる者

2 前項第3号及び第7号の委員は、校長が任命する。

3 前項の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長及び会議の開催)

第3条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長の指名する部門長がその職務を代行する。

4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

## (審議事項)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 センターの管理・運営の基本方針に関すること。
- 二 センターにおいて行う業務の企画立案及び実施計画に関すること。
- 三 地域企業等他の機関とセンターとの連携協力に関すること。
- 四 センターに係る規則、規程、細則等に関すること。
- 五 その他センター長が必要と認めたること。

## (委員会の事務)

第5条 委員会に関する事務は、総務課及び教育研究技術支援部技術室第3グループが協力して行う。

## 附 則

1 この細則は、平成20年4月1日から施行する。

2 小山工業高等専門学校地域共同開発センター運営委員会細則(平成15年4月1日制定)は廃止する。

## 附 則

この細則は、平成20年10月1日から施行する。